

## 認可申請の概要

### 1 業務の内容

国際貨物運送に関する以下に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を組み合わせて、荷主に対して行う国際物流業務。

#### (1) 貨物利用運送事業

荷主の依頼を受けて、実運送事業者（航空運送事業者・海上運送事業者）の行う運送を利用して行う貨物の運送及びこれに先行・後続して行う自動車集配による当該貨物の運送業務。

#### (2) 貨物航空運送代理店業

荷主に対して、航空機による運送の契約の締結について、航空運送事業者の代理を行う業務。

#### (3) 貨物自動車運送事業

荷主の依頼を受けて、自動車を使用して貨物を運送する業務。

#### (4) 通関業

荷主の依頼を受けて、輸出入の通関手続きを代行する業務。

#### (5) 倉庫業

荷主の依頼を受けて、物品の倉庫における保管を行う業務。

### 2 業務の開始の時期

平成20年6月末を目処に業務を開始する。

### 3 業務を営む理由

ユニバーサルサービス維持を使命とする郵便事業の発展と成長・拡大可能な事業体としての経営基盤を確立するために、同事業以外の成長分野において、新たな収益源を確保していく必要がある。

また、郵便事業株式会社が物流事業への展開をさらに進めていく上では、近年経済成長が著しいアジア地域を中心に、海外進出・展開を進める荷主企業の動きが加速する中で、今後増大していく国際物流ニーズにも対応していくことが重要である。

このため、郵便事業株式会社が保有する国内物流ネットワークとの相乗効果も期待できる新規業務として、国際航空貨物運送業務を中心とした国際物流業務を営むこととしたい。

さらに、国際郵便事業を推進していく中で、本件業務を開始することは、多様化するお客さまのニーズに、より幅広く的確に対応できるようになるものであり、国際郵便事業の営業機会の向上にもつながることから、国際郵便事業の一層の発展を図ることができるものと考えます。

なお、本件業務の開始に際しては、現在山九株式会社が行っている航空貨物事業をベースとして子会社（共同出資会社）を設立し、アジア地域を中心として実施する。

#### 4 同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮する事項

- (1) 本件業務は、他の民間事業者と同様、貨物利用運送事業法等の法令に基づき、同一条件の下で実施するものである。
- (2) 郵便事業株式会社として、本件業務を行う子会社の営業活動及び業務に対して、不当な方法により経営資源を供与する等の支援は行わないものとする。

なお、郵便事業株式会社が本件業務に関して、本件業務を行う子会社との間で業務の受委託を行う際には、適正な対価の授受によって行うこととしている。

- (3) 本件業務に関連する日本発航空貨物市場規模に対し、山九株式会社の航空貨物事業の現状売上をベースに見通した本件業務の開始時の売上は、わずかな市場シェアにとどまる見込みである。

以上より、本件業務の実施は、同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することはない。